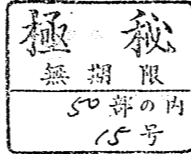


琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 日米協ギ (委)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 日米協議委員会 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43724

議事録



沖繩に関する協議委員会
第11回会合議事録

昭和42.1.25
北米局北米課

1. (開会及び議事日程採択)

議長 「只今より、沖繩に関する協議委員会の
第11回会合を開催いたします。

まず、ジョンソン大使から御発言の希望が
あると承知しております。大使どうぞ。」

(ここで、ジョンソン大使より、アンガ
ー高等弁務官及び民政府からの出席者(マ
ーチン政治顧問及びバーンズ計画局長)を
紹介した。)

議長 「この会合に新任のアンガー高等弁務官
をはじめ民政府の方々が参加されたことに対
し、議長として、また日本側を代表して心か
ら歓迎の意を表します。特に高等弁務官は、
訪問先のタイから本委員会出席のため急遽お
越しいただいた由であり、その御苦勞を多と
するものであります。

それでは、ここで本日の議題についておは
かりいたします。お手許にお配りした議事日
程案に御異議ありませんか。」(議事日程案
別紙和ノ一A、英ノ一B)

(米側より異議ない旨発言があつた。)

議長 「御異議がなければ、これにて議事を進
めます。

なお、ただ今総理から、ジョンソン大使及
びアンガー高等弁務官に対し、われわれの要
請に応じて協議委員会に出席されたことを多
とする旨をお伝えするよう電話がありました
ので、御披露いたします。」

2. (議題ノ各委員及び高等弁務官の発言)

議長 「それでは、議題ノの討議に入り、まず
私から一言御挨拶申し上げます。

ジョンソン大使閣下、アンガー高等弁務官
閣下、塚原総務長官並びに各位

本日、ここに沖繩に関する第11回協議委
員会が開催せられる運びに至りましたことは、
私の深く喜びとするところであります。

沖縄の施政権の問題は、わが国を含む極東の安全保障と直接関連した重大な問題であります。同時に、日本国民が深い関心を抱いている問題でありますので、日本政府としては、本問題の解決を引続き真剣に検討し、米国との間にも不断の意見交換を行なつて行きたい考えであります。しかし、本協議委員会の権限である沖縄住民の安寧と福祉の向上を一日たりともなおざりにしえないことは勿論であり、このための日米協力機関として協議委員会の果たす役割りは、まことに重要なものがあると考えます。

近年、沖縄においては、経済発展及び民生福祉の向上の面において、さらに住民自治の拡大の面において顕著な改善がみられております。私は、このような望ましい事態の発展を心から歓迎するとともに、日米両国が、今後とも引続き協力して、沖縄住民の物心両面にわたる福祉の向上のため努力することを希望するものであります。

協議委員会は、このような日米協力体制の象徴であります。本日、ここに出席しております協議委員会の3委員全員及びアンガー高等弁務官は、いずれも新任であり、この委員会にはじめて出席しているのでありますが、この機会に、この委員会がその本来の任務と責任を十二分に果し、沖縄住民を含む日米両国民の期待に応えるよう、新たな決意をもつて努力したいと考えるものであります。皆様の御協力をお願いいたします。

それでは、ジョンソン大使に御発言をお願いしたいと思います。ジョンソン大使どうぞ。」

ジョンソン大使 「

Minister Miki, Minister Tsukahara, Gentlemen:

I fully agree with the sentiments expressed by you, Mr. Minister, on the work and importance of this Consultative Committee. I assure you that we approach its work in the same spirit. I most particularly welcome the opportunity for a full and frank exchange of views and for cooperation with the Government of Japan in promoting the welfare of the Okinawan people. This cooperation has

already resulted in remarkable progress.

In discussing the question of Okinawa, the welfare of the people is one of the most important aspects to be considered. Additional aspects to be considered are the relations between the people of Okinawa and Japan, as well as the relations between the Okinawan people and the Government and people of the United States. Also, as you quite properly pointed out, Mr. Minister, we must think of the ability of the United States to carry out its security commitments to Japan as well as its general responsibility for the peace and security of the Far East. Thus, there are many factors that we will wish to consider in our discussions.

This Committee has done fine work in the past. We, the new members on this side of the table, hope that even greater progress and closer cooperation can be achieved in the future. Thank you.]

議長 「大使ありがとうございました。それでは次に塚原総務長官に御発言をいただきたいと思います。長官どうぞ。」

塚原長官 「私は、昨年12月の内閣改造により総理府総務長官に就任しました塚原でござ

います。

就任早々国会解散、総選挙等の事情により、未だ沖縄を訪問する機会をえませんが、総選挙後できるだけ早い機会に沖縄現地の事情を視察し、今後の沖縄問題に対処して参りたいと考えておりますので、何卒よろしく願います。

私はまず、本日御出席いただいているアンガー高等弁務官が昨年11月沖縄に着任されて以来、琉球民裁判所制の改革、新たな民法による布告布令の廃止等の方針を打出され、琉球政府の自治権の拡充のために努力されていることに対し、日本政府はこれを高く評価し、今後の改革に非常な期待をよせていることを申し上げたいのであります。

私は、この機会をかりて、一言申し上げたいと存じます。

申すまでもなく、沖縄は、日本本土を含む極東の安全保障上重要な役割りを果している米国の軍事基地がおかれ、平和条約第3条によつて、

戦後27年の今日も米国がその施政権を行使することとなつております。

一方、94万の沖縄住民を含めた1億日本国民が、沖縄の祖国復帰の悲願を今日までいただき続けてきていることもまた厳粛な事実であります。

私は、米側が、彼らのこの沖縄の本土復帰の悲願について十分考慮されるよう要望するとともに、この日本国民の純粋な国民感情を理解され、これを今後の沖縄施政に反映していただきたいと思ひます。

沖縄諸問題の解決は、日米相互の真の理解と緊密な協力なくしては期待することができないのでありまして、これがためには、沖縄問題について、日米両国がお互いに卒直な意見の交換をしてゆくことが最も大切であると考へております。

何卒よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。」

議長 「総務長官ありがとうございました。続

きましてアンガー高等弁務官に御発言をお願いいたしたいと思います。アンガー高等弁務官どうぞ。」

アンガー高等弁務官 「

Minister Miki, Minister Tsukahara, Gentlemen:

First, I look forward to Minister Tsukahara's visit to Okinawa and hope it can be soon. I particularly welcome the opportunity to attend this 11th meeting of the U.S.-Japan Consultative Committee. It gives me the chance to see at first hand the implementation of the cooperation between our two governments which is so vitally essential to continued progress in the Ryukyus and the enhancement of the welfare and well-being of the people of those islands.

My attendance here today, also gives me the chance to express to you my conviction, gained during my past three months as High Commissioner of the Ryukyu Islands, concerning the importance of the military base in the Ryukyus to the defense of the Free World in the Far East, including Japan, and of the absolute necessity for close cooperation between our two governments in making that base effective.

Some of the recent developments in the cooperative relationship between Japan and the United States concerning Okinawa which I am very happy to see include: progress in implementing the agreement whereby the Government of Japan will increase its exercise of responsibility with respect to Okinawan travelers abroad, including emigrants; and the marked increase in Japanese Government assistance to the Ryukyus. Such cooperation from the Japanese Government is most welcome. In this connection, I will continue to endeavor to take any and all appropriate actions that will raise the standard of living, including the public health, education and welfare sectors, of all the people of the Ryukyus to the level existing in comparable areas of Japan proper.

Finally, I assure you that the United States Civil Administration in the Ryukyus will continue to follow the policy of delegating authority to the Government of the Ryukyu Islands to expand and strengthen the powers of that government. As I am sure you know, I have already rescinded or amended certain items of U. S. Civil Administration legislation in line with that policy. Furthermore, I have presented the Chief Executive of the Government of the Ryukyu Islands with a list of 29 additional items of such legislation which I stand ready to rescind as soon as the Ryukyuan legislature enacts appropriate local legislation to replace them.

Thank you again for the privilege of attending this meeting today.]

議長 「アンガー高等弁務官より、沖縄施政の改善のため引続き努力する旨の発言があつたことを歓迎いたします。私の冒頭の御挨拶でも申し上げたとおり、日本政府としても、沖縄住民の福祉の向上のため、あらゆる分野において引続き協力する用意があります。なお、日本政府としては、この目的のために、日米間の連絡と協議をより緊密にする方法を、米政府とともに引続き検討して行きたいと考えるものであります。日本政府としては、特に沖縄における教育の問題を重視しておりますので、日米両国が協議委員会その他の場を通じ、教育の問題に対し格別の注意を払い、沖縄における教育の内容と水準を可能な限り、日本本土の教育に近づけるため協力して努力することを特に希望するものであります。」

3. (議題2 昭和42会計年度日本政府の対沖縄援助に関する日本側対案)

議長 「それでは、議題2の昭和42会計年度日本政府の対沖縄援助に関する日本側対案に

移り、まず私から発言させていただきます。

去る10月に開催された第10回日米協議委員会の席上、米側から昭和42会計年度日本政府の対沖縄援助及び沖縄災害対策援助について提案を受けましたが、このうち、日本政府の本年度補正予算より支出さるべき費目については、日本政府は、沖縄災害対策援助のための一般住宅建設費3億6千万円について同意し、この旨を通報する1月9日付の米国大使あて外務省北米局長書簡及びこれに同意する旨を表明した同日付米大使の書簡により、日米間に合意が成立したことを委員会に報告いたしておきます。従つて、本日の委員会では、昭和42会計年度日本政府の対沖縄援助に関する日本側対案について審議するわけであります。では総務長官より御説明願いたいと存じます。」

塚原長官 「それでは昭和42年度日本政府の対沖縄援助の日本側対案について、説明いたしたいと存じます。

昨年10月18日に開催されました第10回日米協議委員会において、米側より提案のありました1967日本会計年度(一部1968年度に支出されるものを含む。以下同じ)における日本政府の対沖縄援助費の要請につきましては、その後日本政府部内において十分検討しました結果、本日日本政府の対案として提出する運びとなつた次第であります。

今回の日本側提案によりますと、その総額は103億4,831万5,000円(2874万5,319ドル)でありまして、米提案額とほぼ同額であります。その内容におきましても、特別な事情のあるものを除き、できる限り米側提案の趣旨を尊重するよう努めておりますが、日本と沖縄の会計年度の相違している事情にかんがみ、日本政府の予算としては1967、1968両年度に分けて計上することとしたのであります。

なお、詳細については、後刻山野特連局長より補足説明をいたさせたいと存じます。ど

うぞ米側におかれても、日本側提案の内容を十分御検討いただき、私としてはできるだけ早い機会に、1967日本会計年度の日本政府の対沖縄援助費について、日米の最終的合意に達することを期待するものであります。

なお、私は、明年度の日本政府の対沖縄援助が103億円(2870万ドル)と画期的に増額されたことに関連して、米側におかれてもブライス法の現行沖縄援助の限度額を大巾に引上げられるよう強く希望いたします。」

山野 総理府特別地域連絡局長 「それでは、私から1967日本会計年度日本政府の対沖縄援助費の日本側提案に関連して2、3の点につき簡単に御説明申し上げます。

まず第1点は、本日日米協議委員会に日本側対案を提出するために十分な準備期間がなかつたため、資料等につき不備の点がありますことを御了承願いたいと存じます。これらの点については、後刻米側の求めに応じ、必要な資料を整備して十分な説明をいたしたい

と存じます。

第2点は、日本側提案のうち、項目、金額等の相違については、付属資料の説明の項に記載してありますので、その概略を御理解いただけると存じますので、私はここでは日本側提案で、対沖縄援助費が1967、68両日本会計年度の予算に計上されることになっている点について説明しておきたいと存じます。

日本側提案では、援助事業のうち、建設事業関係、生活保護費、教職員給与費等のごとく、琉球政府において毎月支出が行なわれるもの及び農林漁業融通資金等については、これまでのように各援助事業の金額を全部1967年度に計上することなく、その一部は68年度予算に計上することとしております。

従つて、総額10,348,315千円のうち、67年度予算計上額は8,242,452千円、68年度予算計上額は2,105,863千円となつております。

この理由としましては、日本政府の援助事業は、琉球政府会計年度の67年7月から68年6月末までに実施する事業に援助するのでありますから、琉球政府において、68年4月から6月末までの間に請負業者等に支払いを行ない、あるいは資金を必要とするものについては、日本政府の予算の建前からみれば68年度予算に計上することが合理的であり、一方琉球政府の側においても、日本政府の援助金が68琉球政府会計年度中に入れば、琉球政府の事業執行上なんら支障はないと考えられるからであります。

すなわち、援助金額を67、68兩年度に分割計上する割合はおおむね次のとおりであります。建設事業関係は67年度70%、68年度30%であり、生活保護費、教職員給与費のごとく毎月支出が行なわれるものは67年7月から68年3月までの分は67年度予算、68年4月～6月までの分は68年度予算に、それぞれ計上しております。また

農林漁業融通資金、中小企業融通資金は、資金需要が琉球政府1968会計年度の第3四半期までに全部集中することは考えられないので、援助金額の約25%の金額を68年度予算に計上することとしております。

なお、資金運用部資金は制度発足間もなくであり、琉球政府内部の資金による資金運用計画もあるので、日本政府援助金は制度運営の状況をみて支出することとし、68年度に計上しております。

以上が、日本政府の予算計上方法の概要であります。いまでもなく琉球政府の予算計上にあたつては、従来どおり日本援助の総額並びに各事業項目の金額の全額を1968琉球政府会計年度の予算に計上することには変わりはありません。

以上、要点につき簡単に御説明いたした次第であります。ありがとうございました。」

(米側より検討する旨発言があつた。)

議長 「それでは、これで議題2に関する討議を終ります。」

4. (議題3 その他)

議長 「次に議題3の「その他」に移ります。
米側より御発言をお願いいたします。」

ジョンソン大使 「Minister Miki, Director General Tsukahara,
Gentlemen:

At the 9th Meeting of the Consultative Committee on
May 9, 1966, the Japanese side requested the U.S. side to
consider the change of the design of the present Okinawan
vessel flag to something which includes as part of its
design the Japanese national flag. One example which was
mentioned was a new Okinawan vessel flag which would
consist of the Japanese national flag and a certain sign to
indicate Okinawa on top of it. At the 10th Meeting on October
18, 1966, the Japanese side gave the U.S. side a paper
showing several samples of the suggested flag design, and
the U.S. side indicated that this question would continue to
be studied. The U.S. Government has now authorized me,
gentlemen, to hand you three designs (別添²A~C)
which have been approved as proposals for a new Okinawan
vessel flag. Each of these flags consists basically of a
combination of the present modified Delta flag and the
Japanese national flag. The first has the Japanese
national

national flag with the Delta flag above it. The second
has the Delta flag with the Japanese national flag between
it and the flagstaff. The third is the Delta flag with a
modified Japanese national flag embodied in a triangle at
the flagstaff end of the flag.

In each case the combination has been made into a single
flag, since the U.S., as a party to the Convention on the
High Seas, understands that vessels are required to sail
under one flag only.

If the Japanese side will indicate which of these three
designs is most desirable from its point of view, the U.S.
will, in due course, take the necessary steps to establish
that choice as the new Okinawan vessel flag. In view of
the inclusion of the national flag of Japan in this design,
the U.S. Government would expect that, should any question
arise in third countries in regard to the new flag, the
Japanese Government would join with the U.S. Government in
explaining the applicability of this flag to Ryukyuan vessels.]

議長 「第9回の日米協議委員会以来懸案にな
つておりました沖縄船舶旗の変更に関する日
本側提案に、米側が原則的に同意され、さら
に具体的提案を行なわれたことに対し、感謝

の意を表します。しかしながら、日章旗は日本国民にとつてきわめて神聖なものでありまして、これに他の模様を加えて1つの旗としたものを沖縄船舶旗とすることには慎重な検討を要するところであります。

国旗の尊厳ということ、米側においても十分理解されるところと考へますので、日章旗となんらか沖縄を表示する旗章を併揚するという方式とされることを強く要請いたします。

なお、日本側においては、それと並行して、沖縄籍船舶に対する管轄権の問題を含め、沖縄籍船舶に日本国旗そのものを掲揚することに伴う法律的問題点の解決の可能性について、引き続き検討していることを御参考までに申添えておきます。」

(以上の発言に引き続き行なわれた船舶旗問題に関する三木大臣とジョンソン大使の応酬ぶり要旨次のとおり。)

(まず三木大臣より、さらに説明すれば、これは1つの旗とせず、併せて揚げることにしたいという意味である。大使は「1つの旗」に言及されたが、それには縫合せるのも1つの考へであろうが、setとしての1つの旗という考へ方もありうる。自分の心配は、国旗の尊厳ということから、縫合せに対する抗議があつた場合説明が難かしいということである。そこで米側の再検討を強く求めたいと述べた。

これに対しジョンソン大使は、卒直に申上げて、米側が1枚の布からなる旗を提案しているもう1つの理由は、もし併揚ということになると、沖縄外において、住民が日章旗のみを残し、他の部分を外して航行する誘惑を感じ、その結果、無用の困難が生じるかもしれないことをおそれるからであると述べ、これに対して三木大臣より、日章旗を掲げるとについては、日本国民も沖縄住民も希望してきた。ところが、もし、物理的に日章旗もデルタ旗も、両方を1枚の布でできたサインの中に入れなければならないと厳格に解釈するとすれば、そこに1つの旗と

して全く別の性格のものがでてくることになる。日本側としても、日章旗を使つて別の性格のものを作るといふことになり、国旗の尊厳で問題になる。

沖縄についてみても、これは住民不信のあらわれといわれるのではないか。善意の人達だけがいるわけではなく、ケチをつけようという人もいる。沖縄の人からいえば、別の旗だと一方を外して走るかもしれないとは、不信だといふことになり、批判しようという立場の人からは批判されよう。

そこで、批判があつてもおさえられるように、米側の善意を納得させるためには、one setとし、1つの布ではないが、しかし、必らず沖縄の標識をつけなければならないと強く規制するのがよい。

まず信頼してみることが必要である。そこで問題なり弊害が生ずれば、あらためて検討すればよい。そうなれば国内で批判する者にも対処しうるし、沖縄でも事態は解決できると考える。

米側もここまで譲歩したのだから、まず信頼しようといふことにした方が得策であろう。われわれも one set ならいいが、日章旗を入れた別のものを作るといふことになると、どういふ権限があつてそういうことをしたかといわれることになるろう、と述べた。

これに対しジョンソン大使は、米側としては、日本側提案が、日章旗と他の部分とを分離すべしといふものとは了解していなかつた。そういうことであれば、相当な困難があると思ふと答えた。

これに対し、さらに大臣より、第10回の協議委員会で、日本側提案が分離したものであることはつきり示した。「併せて掲げる」といふことであつた。2つの部分を縫合せるといふことでなく、one setとして考えるよう、ジョンソン大使が米国政府を説得されることを強く希望したいと述べた。

これに対し大使は、大臣の御見解はワシントンに報告する。現在では自分は、2つの旗とい

うことには、原則的にも合意する権限を与えられていないと答えた上、こういうことであれば、新聞には、今日は船舶旗の問題は一切でなかつたといわざるをえまいと述べた。

これに対し大臣より、理由はしらないが、新聞は今日旗が議論されることを知っているように見える。そこで米側は、「原則的に合意した」といえない点を心配しているものと考えて、米側から沖繩船舶旗の変更について具体的な提案があり、日本側で検討することとなつたといふことにしてはどうかと示唆した。大使は、そうすると、米側の提案はなんであつたか、日本側が受諾しえなかつたのになぜか、というふうな具体的問題がでてしまふとして難色を示した上、大臣は、この問題が新聞にでた方がいいとお考えかと質した。

これに対し大臣より、この問題がスムーズに解決される見通しがあれば外に出てもいいが、ワシントンで原則にふれる問題として重要にとられ、容易に解決しないといふことであれば、

外へでるのは望ましくない。小さい問題といえるかもしれないが、日米関係に悪影響を及ぼすようではよくない。われわれとしては、ワシントンに十分説明すれば解決できる問題であると思ふ、と述べた。

ここでジョンソン大使は、米側で協議したいので暫時休憩したいと提議し、大臣もこれに同意を表明した上、内容をいおうというわけではなく、旗の問題が議題となつたこと、米側の見解が表明されたことだけを簡単にいえばよいと述べた。

休憩後米側は、新聞発表文案第3項の第1パラグラフはそのままとし、第2パラグラフのみをほぼ合意された（実際に使用した）案と同様に修正した案を提示越したが、大臣より、これでは米側の見解はなんであつたかと聞かれ、1つの布からなる旗が望ましいといふことであつたと説明せざるをえないことになるとのコメントがあり、結局、実際に発表された文言に修正された。その際ジョンソン大使は、この点はバ

ックグラウンド・ブリーフィング等を行なわないようにしたいと述べ、日本側も同意した。)

議長 「ほかに発言の御希望はありませんか。
なければ、これにて議題3に関する討議を終ります。」

5. (議題4 新聞発表についての合意)

(前項の応酬により、船舶旗については、自然に双方から、発表文案に合意が成立し、その他の部分についても特に異議の有無に関する公式発言ということではなく、双方が新聞発表文(別紙3-A、B)全体につき結構であると述べ、合意した。)

6. (閉会)

(ジョンソン大使より、本日は真の意味で卒直な意見の交換のあつたことを多とする旨発言があり、これに対し三木大臣よりも、日米関係のためによかれと思ふ者の一人として、大使の発言に同感である旨答え、次の発言を行なつた。)

議長「本日の委員会は、突然開催が決定したにも拘わらず、委員全員及び高等弁務官が御多忙の中を出席いただき、皆様の御協力をもつてきわめて円滑に議事を進めることができました。皆様の御協力を感謝いたします。」

第1/1回日米協議委員会は、これをもつて閉会いたします。ありがとうございました。」

別紙 1-A

沖縄に関する日米協議委員会
(第11回会合)

議事日程(案)

昭和42年1月25日

議事日程の採択

1. 協議委員会各委員及び高等弁務官の発言
2. 昭和42会計年度日本政府の対沖縄援助に
関する日本側対案
3. その他
4. 新聞発表に関する合意

別紙 1-B

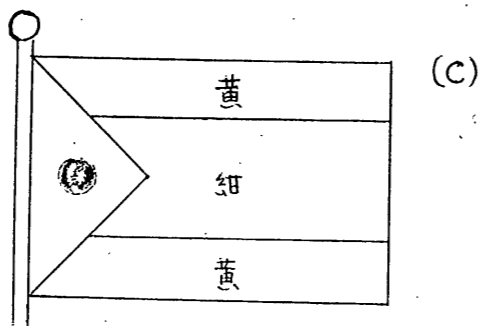
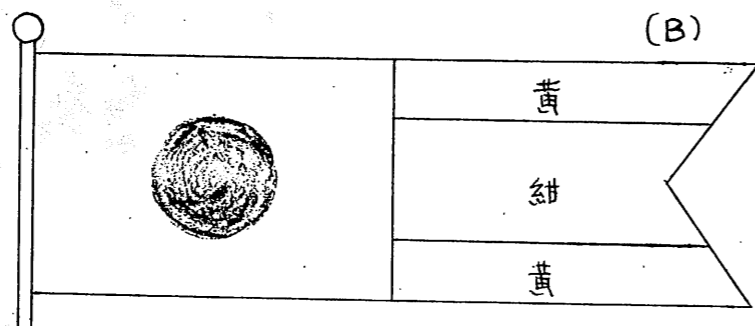
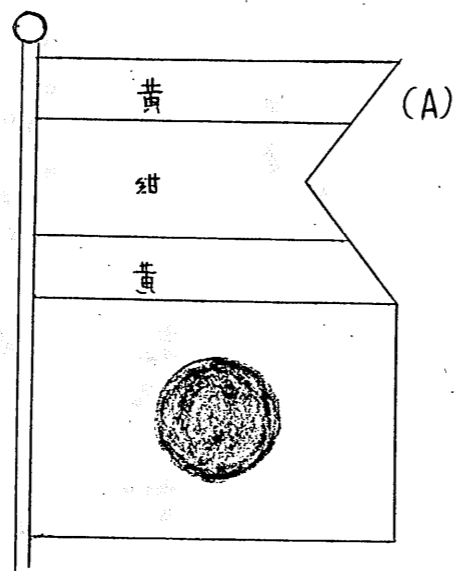
The 11th Meeting of
The Japan-United States Consultative Committee
on Okinawa

Draft Agenda

January 25, 1967

Adoption of Agenda

1. Statements by the members of the Committee and by the
High Commissioner
2. Presentation of the Japanese proposal for Japanese
Government's Aid to Okinawa for JFY 1967
3. Others
4. Agreement on statement to press



沖縄に関する第11回日米
協議委員会の開催について

昭和42年1月25日

1. 沖縄に関する第11回日米協議委員会は、昭和42年1月25日(水)午前9時から外務省で開催された。委員会には、日本側から三木外務大臣及び塚原総理府総務長官が、米側からはジョンソン米国大使が出席した。また、アンガー高等弁務官もこの会合に列席した。
2. 日本側は米側に対し、昨年10月18日の協議委員会において、米側より提案のあつた昭和42会計年度日本政府対沖縄援助に関する提案に対する対案を提出した。日本側は、その対案において、米側提案に若干の変更を提案した。しかし、その総額は10,348,315千円で、米側提案の総額とほぼ同額である。日本側提案によれば、このうち8,242,452千円は日本政府の昭和42会計年度予算に計上され、残額

2105,863千円は昭和43会計年度中に支出されることとなつている。日本側は、日琉間の会計年度の相違からみて、日本政府会計年度の2年間にまたがる援助の支出は、実際上の困難を生じないと考える旨を説明した。

3. 昨年5月9日の協議委員会において日本側は、沖縄船舶旗のデザインの変更に関する提案を行なつた。日本側の提案は、沖縄船舶に対し日本政府が法律上の管轄権を有しないという現状において、これら船舶に日本国旗を掲揚せしめることが困難であることにかんがみ、日章旗の上に「沖縄を示すなんらかの標識」を併揚したものを新しい沖縄の船舶旗として採用するよう求めるものであつた。

本日の委員会において、米側は、この日本側の提案に理解を示し、そのための具体的措置について、さらに検討が続けられることとなつた。

4. 高等弁務官は、沖縄住民の民生福祉を向上させるため、日米両国間の協力が重要であること

を述べた。高等弁務官は、沖縄からの海外渡航に関する日本政府の責任を増加させる最近の措置、及び公衆衛生、福祉、教育を含み、沖縄住民の生活水準を向上させるための日本政府からの援助の最近の拡大に言及した。高等弁務官は、琉球政府に一層の権限を委譲する政策を継続する意図を表明した。

5. 日本側は、日本本土と沖縄との間の差異を少なくするため、日本政府が沖縄住民の福祉の向上のため引続き協力する用意がある旨を表明した。さらに日本側は、沖縄における教育の内容と水準を、可能な限り日本本土の教育に近づけるため、沖縄における教育の問題に対し、格別の注意が払われるべきであると述べた。前記の目的のため、日米双方は、より緊密な協議と協力が望ましいことに合意した。

別紙 3 - B

Press Release on the 11th Meeting
of the Consultative Committee on Okinawa

January 25, 1967

1. The 11th Consultative Committee on Okinawa was held on Wednesday, January 25, 1967, from 9:00 a.m. at the Ministry of Foreign Affairs, Tokyo. The Committee was attended by Foreign Minister Miki and Director-General Tsukahara on the Japanese side and by Ambassador Johnson on the U.S. side. High Commissioner Unger was also present at the meeting.
2. The Japanese side presented to the U.S. side a counter-proposal to the U.S. proposal made at the Consultative Committee meeting on October 18, 1966, for Japanese Government aid to Okinawa in JFY 1967. In its counter-proposal, the Japanese side proposed certain changes in the U.S. proposal. However, the total amount which the Japanese side proposed is ¥10,348,315,000, approximately the amount proposed by the U.S. side. According to the Japanese proposal, out of the total amount of Japanese aid ¥8,242,452,000 would be covered by the JFY 1967 budget of the Japanese Government and the remaining ¥2,105,863,000 would be expended during JFY 1968. The Japanese side explained that in its opinion the expenditure of the aid over two Japanese fiscal years would not give rise to any practical problems in view of the difference in the periods covered by the Okinawan and Japanese fiscal years.
3. At the Consultative Committee meeting held on May 9, 1966, the Japanese side made a proposal concerning a change in the design of the flag to be flown by Okinawan vessels. Taking into consideration the fact that it is difficult to have Okinawan vessels fly the Japanese national flag under the present circumstances where the Japanese Government does not have legal control over Okinawan vessels, the Japanese proposal requested the adoption as a new Okinawan vessel flag of a flag combining the Japanese national flag and a "certain sign indicative of Okinawa" to be flown on top of it.

At today's meeting the U.S. side expressed its understanding of this Japanese proposal. Further examination will be made concerning concrete steps to be taken in this regard.

- 2 -

4. High Commissioner Unger noted the importance of cooperation between Japan and the U.S. in advancing the welfare and well-being of the Ryukyuan people. He referred to recent developments increasing Japan's responsibilities concerning Okinawan travel abroad and to recent enlargements of the Japanese Government's assistance for raising the standard of living of the Ryukyuan people, including public health, welfare and education. He stated his intention to continue the policy of delegating increased authority to the Government of the Ryukyu Islands.
5. The Japanese side stated that the Japanese Government is prepared to continue its cooperation for the promotion of the well-being of the Okinawan residents to narrow differences between Okinawa and Japan proper. The Japanese side further stated that special attention should be paid to education in Okinawa in order to make its substance and standards as close as possible to education in Japan proper. To this end the U.S. and Japanese sides agreed on the desirability of closer consultation and cooperation.

昭和42年度(一部昭和43年度に支出されるものを含む)日本政府対沖縄経済援助計画案

1967年1月

日 本 政 府

項 目	米 提 案 額		日 本 政 府 提 案 額					
			總 額		42年度		43年度	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
總 額	28,732,222	10,345,760	28,745,319	10,348,315	22,895,700	8,242,452	5,849,619	2,105,863
1 教 辰 買 給 与	8,055,875	2,900,115	8,218,667	2,958,720	6,785,858	2,442,909	1,432,809	515,811
2 学 校 施 設	1,266,273	455,859	1,241,428	446,914	869,000	312,840	372,428	134,074
3 学 校 備 品	291,035	104,773	249,953	89,983	249,953	89,983	0	0
4 学 校 図 書 館 図 書	66,000	23,760	65,728	23,662	65,728	23,662	0	0
5 教 科 書 無 償 給 与	558,130	200,927	745,667	268,440	301,611	108,580	444,056	159,860
6 公 民 館 図 書	42,200	15,192	42,200	15,192	42,200	15,192	0	0
7 学 用 品 贈 与	71,914	25,889	72,211	25,996	72,211	25,996	0	0
8 琉 球 大 学 施 設	524,444	188,800	47,705	17,194	47,705	17,194	0	0
9 育 英 奨 学 事 業	244,065	87,864	180,555	65,000	180,555	65,000	0	0
10 遺 児 育 英 事 業	1,500	540	1,500	540	1,500	540	0	0
11 国 費 冲 繩 学 生 招 致	274,871	98,954	317,642	114,351	317,642	114,351	0	0
12 日 本 に お け る 教 育 文 化 研 修	93,315	33,593	65,161	23,458	65,161	23,458	0	0
13 教 育 指 導 委 派 遣	69,140	24,891	69,383	24,978	69,383	24,978	0	0
14 私 立 学 校 援 助	40,000	14,400	0	0	0	0	0	0
15 体 育 南 極 全 国 大 会 参 加	5,556	2,000	5,556	2,000	5,556	2,000	0	0
16 水 泳 プ ー ル 施 設	64,308	23,151	64,308	23,151	64,308	23,151	0	0

項 目	米 提 案 額		日 本 政 府 提 案 額					
			総 額		42年度		43年度	
	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円
17 こどもの国建設	194,444	70,000	55,555	20,000	55,555	20,000	0	0
18 公務員退職年金	617,929	222,454	388,889	140,000	388,889	140,000	0	0
19 医療保険	264,281	95,141	166,667	60,000	166,667	60,000	0	0
20 老人福祉年金	1,232,000	443,520	466,000	167,760	310,667	111,840	155,333	55,920
21 生活保護事業	1,307,900	470,844	1,253,305	451,190	939,978	338,392	313,327	112,793
22 児童福祉施設	100,000	36,000	85,414	30,749	59,789	21,524	25,625	9,225
23 社会福祉事業振興資金	30,000	10,800	30,000	10,800	30,000	10,800	0	0
24 母子福祉事業	20,000	7,200	20,000	7,200	20,000	7,200	0	0
25 社会福祉指導員	5,833	2,100	0	0	0	0	0	0
26 医療機器及び備品	316,000	113,760	315,214	113,477	315,214	113,477	0	0
27 ハンセン氏病治療医薬品	7,000	2,520	7,000	2,520	7,000	2,520	0	0
28 結核患者等本土皮膚治療	946,801	340,848	873,069	314,305	873,069	314,305	0	0
29 精神衛生事業	339,000	122,040	338,689	121,928	254,017	91,446	84,672	30,482
30 原爆被爆者対策	22,298	8,027	15,614	5,621	12,095	4,354	3,519	1,267
31 医師・歯科医師派遣	311,203	112,033	292,122	97,964	292,122	97,964	0	0
32 学童検診事業	71,064	25,583	0	0	0	0	0	0
33 結核検診事業	28,528	10,270	28,528	10,270	28,528	10,270	0	0
34 福祉病院施設	24,422	8,817	24,422	8,817	24,422	8,817	0	0

項 目	米 提 案 額		日 本 政 府 提 案 額					
			総 額		42年度		43年度	
	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円
35 結核検診車	13,831	4,977	0	0	0	0	0	0
36 ハンセン氏病患者更生資金	8,333	3,000	2,778	1,000	2,778	1,000	0	0
37 直路及び橋梁	620,000	223,200	619,377	222,981	433,595	156,037	185,817	66,894
38 先島テレビ放送施設	1,383,854	498,187	1,381,894	497,437	1,381,894	497,437	0	0
39 極超短波電話回線	577,550	207,918	354,064	127,463	354,064	127,463	0	0
40 護岸施設	407,800	146,808	407,800	146,808	285,461	107,766	122,339	44,042
41 埠頭及び港	503,200	181,152	503,200	181,152	352,239	126,806	150,961	54,346
42 公営住宅建設	280,000	100,800	261,664	94,199	183,164	65,939	78,500	28,260
43 気象観測設備	343,800	123,768	379,369	136,573	265,558	95,601	113,811	40,972
44 高層気象台備品消耗品	125,000	45,000	126,178	45,424	126,178	45,424	0	0
45 航路標識	81,640	29,390	81,639	29,390	57,147	20,573	24,492	8,817
46 農山漁村電気導入	212,568	76,524	101,697	36,609	71,184	25,626	30,508	10,983
47 治水事業	249,700	89,892	249,700	89,892	174,789	62,924	74,911	26,968
48 土地改良事業	384,800	138,528	384,800	138,528	269,361	96,990	115,439	41,558
49 農漁業融通資金	1,200,000	432,000	1,138,889	410,000	861,111	310,000	277,778	100,000
50 中小企業融通資金	250,000	90,000	250,000	90,000	194,444	70,000	35,556	20,000
51 家畜改良増殖	148,000	53,280	151,533	54,430	151,533	54,430	0	0
52 治山及び森林開発	206,632	74,388	162,333	60,600	117,833	42,420	50,500	18,180

項 目	米 提 案 額		日 本 政 府 提 案 額						
			總 額		4 2 年 度		4 3 年 度		
			円	千円	円	千円	円	千円	円
53 漁 港 施 設	277,900	100,044	250,619	90,007	175,014	63,085	75,005	27,002	
54 海 岸 無 線 局	104,700	37,692	104,700	37,692	73,289	26,384	31,411	11,308	
55 模 範 農 場	45,025	16,209	40,200	14,472	40,200	14,472	0	0	
56 技 術 援 助	280,670	101,041	241,161	86,818	241,161	86,818	0	0	
57 裁判所庁舎建設	596,250	214,650	277,778	100,000	194,445	70,000	83,333	30,000	
① 教育研修センター	0	0	104,322	37,736	73,375	26,415	31,447	11,321	
② 児童福祉対策	0	0	247,522	89,108	187,030	67,331	60,492	21,777	
③ 清掃施設	0	0	133,333	48,000	93,333	33,600	40,000	14,400	
④ 農業試験研究施設整備	0	0	51,706	18,614	51,706	18,614	0	0	
⑤ 種畜生産家畜試験研究	0	0	49,319	17,755	49,319	17,755	0	0	
⑥ 農産物等流通対策	0	0	98,742	35,547	69,120	24,883	29,622	10,664	
⑦ 水産資源調査	0	0	77,286	27,823	77,286	27,823	0	0	
⑧ 移住振興	0	0	4,253	1,531	4,253	1,531	0	0	
⑨ 臨時糖業振興助成費	0	0	833,333	300,000	833,333	300,000	0	0	
⑩ 沖縄学生文化センター	0	0	27,778	10,000	27,778	10,000	0	0	
⑪ 沖縄青少年交流会館建設	0	0	21,281	7,661	14,897	5,263	6,384	2,298	
⑫ 運用部資金	0	0	972,222	350,000	0	0	972,222	350,000	

項 目	米 提 案 額		日 本 政 府 提 案 額					
			總 額		42 年 度		43 年 度	
	ドル	千円	ドル	千円	ドル	千円	ドル	千円
災 害 復 旧	2929570	1054.645	2918917	1050810	2511595	904174	407322	146.636
イ 一般住宅建設	1500000	540.000	1500000	540.000	1125.000	405.000	375.000	135.000
ロ 農林漁業資金	500.000	180.000	500000	180.000	500000	180.000	0	0
ハ 中小企業資金	250000	90.000	250000	90.000	250000	90.000	0	0
ニ 学 校 施 設	340700	122.652	340703	122.653	340703	122.653	0	0
ホ 護 岸 施 設	148470	53449	148470	53449	148470	53449	0	0
ヘ 港 灣 施 設	72000	25.920	72.000	25.920	72.000	25.920	0	0
ト 公 営 住 宅	118.400	42.624	107744	38788	75.422	27152	32322	11.636

